

# 古利根川活用事業者募集

古利根川護岸の整備により、これまでの遊歩道等の利用に加え、新たに張り出しデッキが完成し、民間事業者の利用が可能になりました。

そこで、杉戸町観光協会では、古利根川の護岸を積極的に活用し、水辺空間を利用した賑わい創出と魅力あるまちづくりの推進のため、活用事業者を募集します。

## 1) 河川敷地の貸出について

### ●各貸出場所(別紙参照)

①杉戸町清地1丁目9番地先(デッキ上流側)(面積 79.2 m<sup>2</sup>)※車両乗入可

※1区画:3.3m×約 8m

② (デッキ下流側)(面積 106.92 m<sup>2</sup>)(6区画)

※1区画:3.3m×約 5m

### ●貸出時間 午前9時～午後9時まで

(原則は上記の時間ですが、貸出時間外の使用については事前にご相談下さい。)

## 2) 貸出料金について

### ●貸出料金 (準備～完全撤収の時間含む)

①・② (物販有)	区分	1時間	全日
	(物販有)		200 円
(物販無)		100 円	500 円

※長期貸し出しについては相談となりますが、杉戸夏まつり・古利根川流灯まつりに関連する日程は除外となり、減額等を行いません。また、長期の雨等により営業日数が減少しても減額等を行いません。

## ●キッチンカー等の出店(3区画)

① 上流側のみ、車両の乗り入れが可能です。出店のみの場合は、上記貸出料金はかかりません。バリケードの取り外しは、鍵を貸出しますので、ご自身でお願いします。  
なお、デッキに車両を駐車する際は、養生マットを設置してください。※観光案内所にて貸し出します。

### 【1時間利用】

平日 1台/1区画 200 円

休日 1台/1区画 300 円

### 【1日利用】

平日 1台/1区画 1,000 円

休日 1台/1区画 1,500 円

## ●電気使用料

① 上流側のみ電気の使用が可能です。ただし音響装置、希望に沿う照明等はありませんので、利用者で用意して下さい。

### 【1時間利用】

1台/1区画 100 円

### 【1日利用】

1台/1区画 500 円

※契約アンペア数は 60A です。大量の電気使用は出来ませんのでご了承下さい。

【長期利用】 ※長期利用の場合は、貸出時間外の駐車も可能です。

出店料金		電気使用料	
1ヵ月	10,000 円	1ヵ月	5,000 円
3ヵ月	27,000 円	3ヵ月	11,000 円
6ヵ月	48,000 円	6ヵ月	21,000 円
12ヵ月	84,000 円	12ヵ月	48,000 円

※①エリアへのキッチンカー等の出店については、キッチンカー又は利用箇所での営業に伴う車輛のみ駐車可能であり、一般車両の駐車場としての利用はできません。  
※令和7年4月から令和8年3月までの期間、利用促進のため、キッチンカー等出店料金・電気使用料の半額を減免し、試験的に運用を開始します。

## 3)貸出施設を利用できる団体について

### ①イベント目的利用

物販行為無し…広場を有効に活用し素敵な水辺空間を演出できる団体

物販行為有り…①町内商店会組織

②杉戸町商工会に加盟している事業者

③杉戸町観光協会が認めた事業者、団体等

(①～③は法人・個人どちらでも)

#### 4)申込みについて

①申込先 杉戸町観光案内所 杉戸町清地 1-9-19 電話 070-4455-5449

②受付時間 午前 9 時～午後 4 時(水・木、年末年始を除く)

③申込方法 観光案内所窓口にて申請書にご記入の上、利用料、企画書、団体の活動がわかる書類の他、必要書類を添えてお申し込みいただくか、杉戸町観光協会HP内の申込フォームからお申し込み下さい。なお、イベントの目的・内容によっては、利用をお断りし、利用料等を返却いたします。

④受付開始 使用する 3 か月前の日

※会場の都合により事前申し込みできない場合があります。

※杉戸夏まつり・古利根川流灯まつり期間は除外となります。

⑤利用解約 利用申込みの許可を得た後、申込者の都合で利用の取り消しをされた場合、以下の基準によりキャンセル料を申し受けます。

利用当日から起算して

○7日前まで……………キャンセル料なし

○6日～前日まで………利用料の50%

○当日……………利用料の100%

※申込者の責によらない天変地異や不測の事故・災害でデッキの利用が不可能になった場合や、管理上の都合により利用出来なくなった場合には、利用料金は全額お返し致します。但し、その為に生じた損害の賠償は致しません。また、強風・雨天の為やむを得ず中止する際は、協議の上、利用日の振替もしくは利用料金の返還を決定させていただきます。

## 【河川敷地利用の制限】

大落古利根川河川敷地は多くの皆様のご利用をお待ちしていますが、各種規定により、下記の場合は利用できません。

1. 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき
2. 構造物(フェンス等)および附帯設備を破損するおそれがあるとき
3. 特定の営利事業に河川敷地の名称を利用するとき
4. 特定の政党の利害に関する事業及び公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき
5. 特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派もしくは教団を支援するために利用するとき
6. 管理上支障があるとき
  - 河川敷地の設置目的に反すると認められるとき
  - 無許可や直火での火気使用や、大音響、煙、臭気、騒音、振動などを発生させ、他の利用者や町民に不快感を与えたり、危険が及ぶ恐れがあるとき
  - 身体の危険を伴う恐れのある行為及び、利用者、他の利用者並びに町民に危険が及ぶ恐れがあるとき
  - 年齢を問わず教育上支障があると認められるとき
  - 申請書類の記載に虚偽が認められるとき
7. その他「古利根川活用推進協議会」等において不適切と認められるとき
8. イベント開催中であっても、洪水警報等河川敷地に危険が及ぶ場合
9. 関係官庁(国や県等)からの中止命令が出た場合

## 【利用上の注意事項】

### 〔利用前〕

- ・利用日の2週間前までにスケジュール、プログラム、設営(レイアウト)、設備等について、杉戸町観光協会(観光案内所)と打ち合わせをすること。
- ・音量制限があります(埼玉県生活環境保全条例等)。PAを設置する場合は事前に法令等確認し杉戸町観光協会に報告すること。
- ・関係諸官庁への届け出が必要な場合は、各自で事前に届出を行なうこと。届出の不備等で開催不能となった場合、事務局でその責任を負いません。また、この場合利用料の返還は致しません。
- ・看板、ポスター、チラシ等は、所定の場所以外へ掲示しないこと。又、終了後は速やかに撤去すること。

### 〔利用中〕

- ・利用中、準備、撤収時間も含め、利用代表者又は利用責任者は会場に常駐すること。
- ・会場内での排水等は絶対に行わないこと。
- ・大音量での演奏や過度に大きな声を出すことはしないこと。
- ・照明を設置する場合には、周辺への配慮を行うこと。
- ・近隣住民の迷惑となるので路上駐車はしないこと。
- ・公衆トイレを使用する時など、道路横断時には、車両の通行に十分注意すること。また、来場者に案内する場合も同様とし、交通事故の無いように配慮すること。
- ・非常通路を確保し、通路、階段などは荷物でふさがらないこと。
- ・喫煙する場合は、マナーを持ち、喫煙所を必ず設け、所定の場所以外での喫煙はしないこと。なお、マナーが悪い場合は利用代表者に注意、指導をします。
- ・敷地の利用中(搬入・搬出時も含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は申込者側の負担となりますので必ず保険に加入すること。又、使用期間中の観客の整理及び安全管理は利用者で責任をもって行うこと。
- ・設備・備品は大切に利用し、付属施設(諸設備・器具・備品等)に破損、紛失等があった場合は事務局に連絡し、利用者の費用負担で弁償すること。
- ・停電、故障その他の理由により損害を受けることがあっても、その補償の責めは負いかねますのであらかじめご了承ください。

### 〔利用後〕

- ・イベント等で発生したゴミはその日のうちに利用者側の負担で処理すること。利用後は、清掃し原状復帰すること。
- ・利用後は、杉戸町「大落古利根川河川敷地」利用報告書を提出すること。
- ・備品を利用した時は、十分に洗浄し返却すること。

### 〔共通〕

- ・利用の権利を他に譲渡・転貸はしないこと。
- ・その他、敷地の利用に関しては杉戸町観光協会(観光案内所)の指示に従うこと。